



契約約款変更認可申請書

東経企営第 12-45 号
平成 24 年 6 月 15 日

総務大臣
川端達夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく

住所 東京都新宿区西新宿 3-19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわ かぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

え べ つとむ
代表取締役社長 江部 努

登録の番号及び年月日

第 233 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律
(平成 15 年法律第百 25 号) 第 2 条の規定による改正前の電気通信事業法第 31 条の
4 第 3 項の規定により、別紙のとおり契約約款の変更の認可を受けたいので申請し
ます。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

《別紙》

契約約款の新旧対照

電報サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
<p>第1条 ～ 第27条 (延滞利息) 第28条 発信人は、料金又は割増金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内 に支払いがあった場合は、この限りでありません。</p> <p>(債権の譲渡等) 第29条 発信人(当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスの設備から発信した者に限ります。)は、電報に係る債権(当社が別に定める方法により発信された電報に係るものを除きます。)を当社がその電気通信事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及びその電気通信事業者は、発信人への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p>第10章 損害賠償 (責任の制限) 第30条 (略)</p> <p>第11章 雑則 (発信人の氏名等の通知) 第30条の2 発信人は、当社が第29条(債権の譲渡等)の規定に基づき他の電気通信事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその発信人に係る電気通信番号、発信日時等を、その電気通信事業者に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第27条 (延滞利息) 第28条 発信人は、料金又は割増金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内 に支払いがあった場合は、この限りでありません。</p> <p>(債権の譲渡等) 第29条 発信人(当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスの設備から発信した者に限ります。)は、電報に係る債権(当社が別に定める方法により発信された電報に係るものを除きます。)を当社がその電気通信事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及びその電気通信事業者は、発信人への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p>4 発信人(第7条第1号のア又はエに規定する方法により発信した者に限ります。)は、当社が、電報に係る債権を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、発信人への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>第10章 損害賠償 (責任の制限) 第30条 (略)</p> <p>第11章 雑則 (発信人の氏名の通知等) 第30条の2 発信人は、当社が第29条(債権の譲渡等)の規定に基づき他の電気通信事業者又は請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその発信人に係る電気通信番号、発信日時等を、その電気通信事業者又はその請求事業者に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p>4 発信人は、当社が第29条第4項の規定に基づき請求事業者に債権譲渡する場合において、請求事業者がその電報に係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。</p>

第31条 (略)
第32条 (略)

第31条 (略)
第32条 (略)

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 年 月 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、第28条(延滞利息)に係る改正規定を除きなお従前のおりとしします。